

5 - 3 緑の保全に係る制度の指定方針及び指定目標

1) 指定方針

制 度	指 定 方 針
歴史的風土保存区域	現行指定区域と同様の条件をもつ鎌倉地域の丘陵先端部の樹林地（10.8ha）に対して、指定の拡大を要請する。
歴史的風土特別保存地区	現行指定区域以外の歴史的風土保存区域内（現行指定区域及び拡大区域を含む）の樹林地部分（204.8ha）に対して、指定の拡大を要請する。
近郊緑地保全区域	現行指定区域と同様の条件をもつ大船地域の市街化調整区域のまとまりのある樹林地（53.8ha）に対して、指定の拡大を要請する。
近郊緑地特別保全地区	近郊緑地保全区域の現行指定区域及び新たに指定拡大を要請する区域内のまとまりのある樹林地部分（167.6ha）に対して、指定を要請する。
風致地区	<p>現行指定区域とつながる丘陵の樹林地（近郊緑地保全区域の拡大区域、緑地保全地区の指定地、台峯の鎌倉中央公園計画地一帯、計167.5ha）に対する指定の拡大に努める。</p> <p>これらの区域は、最終的に近郊緑地特別保全地区、緑地保全地区、都市公園としての保全・整備が図られるが、良好な都市景観の形成に向けて丘陵の全体的な風致を保全するとの観点から、風致地区の指定区域の拡大を図るものとする。</p>
緑地保全地区	<p>歴史的風土保存区域及び近郊緑地保全区域指定地（拡大部分を含む）以外の都市レベル、地域レベルで重要な緑地16ヵ所（99.1ha）を指定する。</p> <p>このうち、10haを超える緑地に対しては県に指定を要請する。</p>
施策検討地区	現在、三者（市、市民、事業者）による協議が進められている広町の緑地を対象とする。
市民緑地	上記以外の地域レベルで重要と評価される樹林地（10ヵ所、136.8ha）を対象に指定を図る。

制 度	指 定 方 針
生産緑地地区	地権者の要望に基づいて指定する。
条例等に基づく制度 保存樹林 緑地保全契約 緑地使用契約	市街化調整区域に分布する次の樹林地を対象に指定の拡大を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的風土保全区域（拡大区域を含む）内の樹林地 ・ 近郊緑地保全区域（拡大区域を含む）内の樹林地 ・ 市民緑地指定地 市街化区域内の緑地保全地区及び市民緑地指定地、鎌倉中央公園計画地に隣接する樹林地を対象に締結の拡大を図る。 緑地保全契約地で利用可能な樹林地を対象に締結を図る。

表5-1 地域制緑地等の指定目標

年次 制度	現況(1995年)				5年後(2000年)				中間年次(2005年)				目標年次(2015年)				備考
	市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域		
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
歴史的風土保存区域	1	161.9	1	956.0	1	161.9	1	956.0	1	161.9	1	956.0	1	161.9	1	956.0	※10.8haの指定拡大を要請
歴史的風土特別保存地区	-	-	13	570.6	-	-	13	570.6	-	-	13	570.6	-	-	13	570.6	※204.8haの指定拡大を要請、 現行指定区域のうち16.2haを都市公園として管理
近郊緑地保全区域	1	26.0	1	243.0	1	26.0	1	243.0	1	26.0	1	243.0	1	26.0	1	243.0	※53.8haの指定拡大を要請
近郊緑地特別保全区域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※167.6haの新規指定を要請
風致地区	1	1,095.6	1	2,185.0	1	1,095.6	1	2,185.0	1	1,095.6	1	2,185.0	1	1,224.6	1	2,352.5	167.5haの指定拡大を要請
緑地保全地区	-	-	-	-	4	13.2	4	13.2	7	37.0	7	37.0	16	99.1	16	99.1	99.1haを新規指定、10haを超える緑地については県へ指定要請
施策検討地区	-	-	-	-	-	-	-	-	1	59.3	1	59.3	1	59.3	1	59.3	保全を図りたいが、現段階では 施策適用の方針が決定できない ため保留とする地区(広町)
市民緑地	-	-	-	-	1	4.6	1	4.6	1	4.6	1	4.6	9	76.2	10	136.8	136.8haを新規指定
保存樹林	-	9.5	-	364.1	-	9.5	-	364.1	-	9.5	-	364.1	-	9.5	-	364.1	
緑地保全契約	-	49.8	-	51.6	-	98.2	-	100.0	-	78.2	-	80.0	-	43.2	-	45.0	一部を市民緑地へ移行
生産緑地地区	-	18.1	-	18.1	-	18.1	-	18.1	-	18.1	-	18.1	-	14.2	-	14.2	一部を都市公園として整備
農用地区域	-	-	1	47.0	-	-	1	47.0	-	-	1	47.0	-	-	1	47.0	
保安林	-	1.4	-	244.0	-	1.4	-	244.0	-	1.4	-	244.0	-	1.4	-	244.0	
自然環境保全地域	-	-	-	17.9	-	-	-	17.9	-	-	-	17.9	-	-	-	17.9	

※ 歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区については、国との調整が必要なことから、指定拡大や新規指定の目標年次を明定していない。